

令和7年度白銀のひかり普及拡大PR等業務

業務仕様書

令 和 7 年 12 月
岩 手 県

この「業務仕様書」(以下「仕様書」という。)は、岩手県(以下「県」という。)が実施する「令和7年度白銀のひかり普及拡大PR等業務」(以下「本業務」という。)に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者(以下「受託者」という。)に要求する本業務の概要や仕様を明らかにするものである。

1 本業務の概要

(1) 目的

本業務は、実需者や消費者等に対し、白銀のひかりの特徴や高品質な白銀のひかりの生産・販売に向けた取組等を広く周知することで、白銀のひかりの普及拡大を図ることを目的とする。

(2) 業務概要

ア 業務名	令和7年度白銀のひかり普及拡大PR等業務
イ 委託期間	委託契約締結日から令和8年3月16日(月)まで
ウ 予算額	1,912千円以内(税込)

(3) 委託内容

事業実施にあたっては、県と協議しながら次の事業を行う。

ア 白銀のひかり交流会の開催に係る企画・運営

(ア) 日 程	令和8年2月9日(月) 11:00~13:00
(イ) 場 所	会場 盛岡駅から徒歩圏内のホテル 1室、80名程度収容 控室 上記会場と同施設内 3室、各10名程度収容

(ウ) 参集者

- i 実需者 卸売業者、量販店・スーパー、米穀専門店、飲食店等 20名程度
- ii 生産者 岩手県白銀のひかり栽培研究会員、白銀のひかり栽培者 40名程度
- iii 集荷業者 JA全農いわて、白銀のひかり栽培適地内の農業協同組合 20名程度

(エ) 内容

- ・挨拶(主催者、来賓)
- ・地域の取組紹介
- ・実需者からの講演
- ・料理の提供及び説明
- ・意見交換

○ 当日スケジュール(想定)

月日	時間	実施内容
2/9 (月)	9:30~10:30	<input type="radio"/> 会場準備
	11:00~13:00	<input type="radio"/> 開会 <input type="radio"/> 挨拶(主催者、来賓) <input type="radio"/> 地域の取組紹介 <input type="radio"/> 実需者からの講演 <input type="radio"/> 料理の提供及び説明 <input type="radio"/> 意見交換 <input type="radio"/> 閉会
	13:30~15:30	<input type="radio"/> 県主催の会議 ※ 受注者の対応不要

(才) 業務内容

- ① 会場等の調整について
 - ・ 会場及び控室を確保すること。
会場：盛岡駅から徒歩圏内のホテル 1室、80名程度収容、6時間程度
控室：上記会場と同施設内 3室、各10名程度収容、2時間程度
 - ・ 会場及び控室については県と協議のうえ、調整すること。
- ② 講演等に係る調整について
 - ・ 県が選定する発表者（4名）と調整を行うこと。
 - ・ 地域の取組紹介は生産者が行う。
 - ・ 実需者の講演は、令和7年産白銀のひかりを取り扱う卸売業者、量販店、米穀専門店各1事業者とすること。
- ③ 料理提供に係る調整について
 - ・ 出席者に白銀のひかりのおいしい食べ方又は食べ合わせについて検討できる料理を3種類程度提供し、説明を行うこと。
 - ・ 提供する料理及び説明者については、県と協議の上、会場の担当者、その他関係先と調整すること。
 - ・ 料理に係るアンケートを作成し、結果を取りまとめること。なお、アンケートの結果は1(4)アで掲げる報告書に記載すること。
- ④ 交流会の運営について
 - ・ 運営マニュアルを作成すること。
 - ・ 出席者が会場及び控室に到達するよう必要な情報を盛り込んだ案内板等を設置するとともに、会場及び控室の装飾（看板の設置等）を行うこと。
 - ・ 交流会の進行管理を補助すること。
 - ・ 交流会の写真等の記録を行うこと。
 - ・ 交流会の発言録を作成すること。

【留意事項】

- ・ 県と打ち合わせの上、令和8年2月2日（月）を目途に完成済の運営マニュアルを提出すること。
- ・ 実需者、生産者、集荷業者間で活発な意見交換が行われるよう工夫すること。
- ・ 料理を提供する際は、アレルギー表示等に十分留意すること。

イ 白銀のひかり広報資材の作成

(ア) 横断幕の作成

- ・ 白銀のひかりの横断幕を3部作成し、令和8年2月6日（金）までに県に納品すること。なお、横断幕の規格や加工については下記を目安とすること。
サイズ：縦2,000mm×横10,000mm
素 材：ポリエステルメッシュ
印 刷：片面フルカラー
加 工：ハトメ加工とし、幕の周囲は補強用のロープで縫製すること。
- ・ 横断幕のデザイン等については、県及びその他関係先と協議すること。

(イ) リーフレットの作成

- ・ 白銀のひかりを紹介するリーフレットを1,500部作成し、令和8年3月6日（金）までに、印刷用データ及びPDF形式のデータと共に県へ納品すること。なお、リーフレットの規格はA4横、3つ折りとすること。

- ・県に提案の上、内容を決定すること。

【留意事項】

- ・横断幕は、遠方からも視認できるよう工夫すること。
- ・リーフレットは、写真やイラスト等を用い、消費者が白銀のひかりの特徴等を理解しやすい内容とすること。

(4) 事業実績報告

ア 報告書作成

上記(3)の内容に係る実施経緯及び結果をまとめた報告書を作成すること。

イ 報告書の納品

上記(4)アの報告書の納品については、書面及び電子データ（Microsoft Word又はPowerPoint形式）で提出すること。

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

ア 本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

イ 本業務により製作された商品の販売等の権利については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

(6) その他

ア 本業務の遂行にあたり、WEB会議を開催する際は受託者が会議のホストとなり、会議の参加者を招待すること。

イ この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。